

奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十九号

奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

(任期)

第三条 前条第二項第一号に掲げる者である委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 会長は、産業・雇用振興部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員(会長を含む。)の過半数の出席がなければ、会議を開き、審議をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、産業・雇用振興部産業政策課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。